

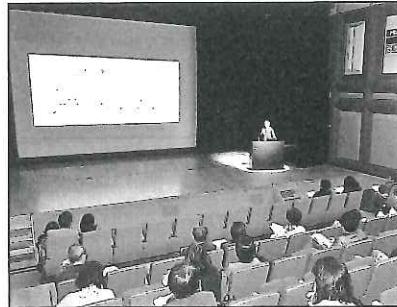
福祉用具の適切な利用目指し、行政と専門職が調査訪問

2015年11月12日 世田谷区が実施事例報告会

東京・世田谷区は11月12日、「介護保険制度改革による福祉用具の動向～訪問調査の実施事例の報告」と題した報告会を開催した。同区では2010年から給付費適正化事業の一環として、住宅改修や福祉用具購入に関する訪問調査事業を実施している。この日は調査員として派遣されている全国福祉用具専門相談員協会（ふくせん）の会員らが、調査事業の状況について報告を行った。

同事業では、住宅改修や福祉用具が適切に提案・使用されているか、利用者が生活を送る上で改善すべき点はないかを訪問調査で確認している。区の担当職員、ケアマネジャー、福祉用具販売事業者とともに、調査員の委託を受けた福祉用具相談専門員が同行し、利用状況の調査を行う。昨年度は約50件訪問した。

福祉用具プランナー研究ネットワーク（東京都）の依田学氏によれば、不適切事例と判断されたのはわ



ずかだったが、調整が不十分で適切に利用されていなかったり、安易に導入するなどして使い方に問題があるケースが散見されたという。

例えば、自動排泄処理装置を導入している事例。利用者宅を訪問すると、ベッド一面に尿取りパッドが敷き詰められるなど、介護者の負担が大きい様子が見られたという。「自動排泄処理装置は本来であれば適正判定を行い、本人も同意して使いこなす必要がある用具。適切に使えば介護者負担軽減等のメリットはあるが、安易に使うと寝たきりを助長す

る可能性がある」とし、生活全体を見て用具の選定や提案を行っていく必要があることを説明した。この事例では、依田氏はケアマネジャーに対し、排泄量を計測するなど具体的な排泄状況を確認したり、その上で適切なおむつ選定方法・つけ方を家族自身に指導するといったことをアドバイスしたという。

また、「やさしい手」の高橋陽介氏は、「訪問調査というと身構えてしまうケアマネジャーが少なくない。でも私たちの役割は、用具を導入する際に必要な情報や、使い方にに関する知識を助言すること。手すり一つとっても、どういう目的で、どういう利用者像で、どういう使い方でといった細かいところこそが適正な給付には重要なと思う。調査という場を活用して利用者の生活を広げてほしい」と話した。

世田谷区では来年度も引き続き同事業を実施する予定。